

令和4年度

立木第3回

入札のご案内

(資格付一般競争入札物件明細書)



令和5年3月3日(金)
10時30分入札開始
天竜森林管理署入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれた森林において、伐採の手続き等を法令に照らし合わせ適正に実施した立木である。

天竜森林管理署

〒434-0012

静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1

TEL : 050(3160)5670

Address : ks_tenryuu_postmaster@maff.go.jp

HP : <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tenryu/index.html>

目次

1. 入札物件一覧表	P1
2. 入札物件広域図	P2
3. 各入札物件位置図・販売物件明細書	
・ 入札番号 第1号物件 491は	P3
・ 入札番号 第2号物件 828い	P6
・ 入札番号 第3号物件 872に	P9
4. 現地案内一覧表・集合場所位置図	P12
5. 公売公告	P15

入札物件一覧表

入札番号	物件所在地	面積 (ha)	種類	樹種	本数	材積(m3)	林齢	搬出期間	備考
1	浜松市天竜区春野町 初沢国有林 491は林小班	7.80	皆伐	スギ ヒノキ アカマツ モミ 広葉樹	8,730	6,046.50	60	36ヶ月	分収育林 オーナー数17人 水源かん養保安林 FSC材
2	浜松市天竜区龍山町 雲路国有林 828い林小班 (伐区1)	9.69	皆伐	スギ ヒノキ	10,703	4,545.68	57	36ヶ月	分収造林 白倉部分林組合 FSC材
3	浜松市天竜区龍山町 瀬尻国有林 872に林小班	6.07	皆伐	スギ ヒノキ	7,067	3,153.29	57	36ヶ月	分収造林 寺尾・尾曲部分林組合 水源かん養保安林 FSC材
計					26,500	13,745.47			

※入札物件第1号については、鹿害剥皮被害防止のための幹巻きテープ(リンロンテープ)が施されており、撤去のための期間に約3ヶ月を要しますので、事業の開始は、撤去後となることをご承知願います。

入札物件広域図

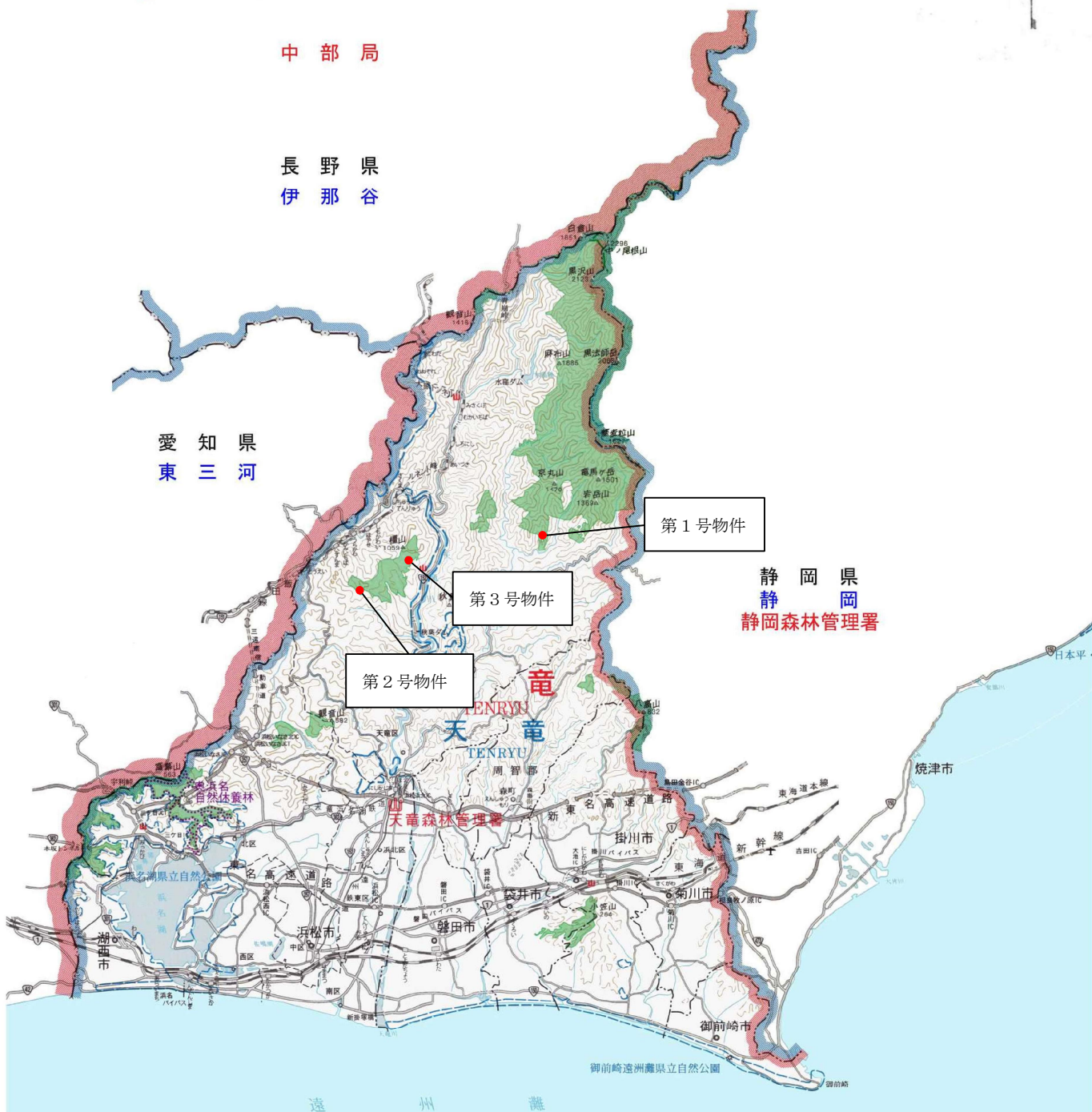


中部局

長野県
伊那谷

愛知県
東三河

静岡県
静岡森林管理署



凡 例	
	森林管理署界
	森林計画区界
	国 有 林
	森 林 管 理 署
	森 林 事 務 所

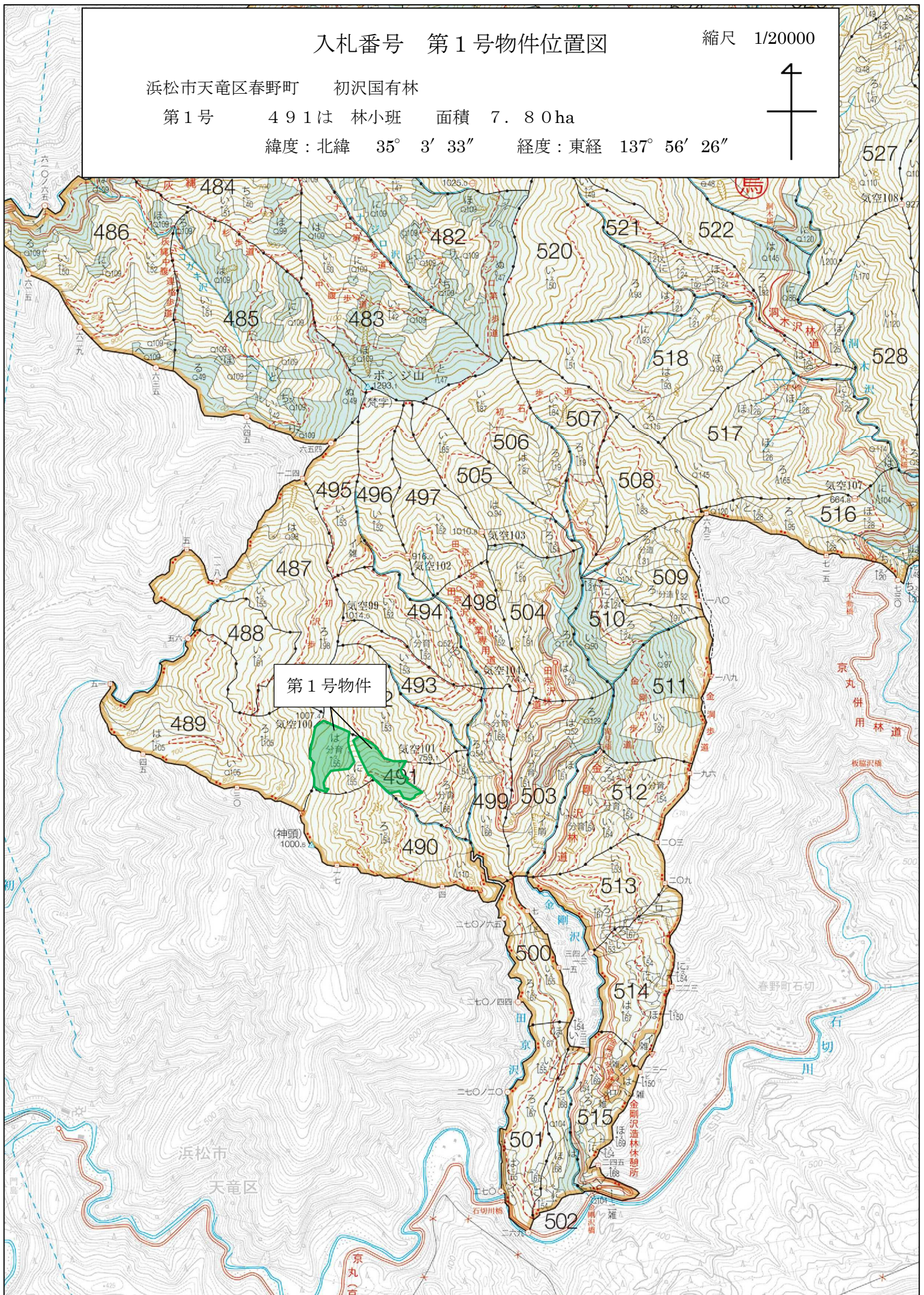
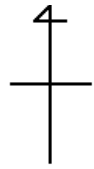
入札番号 第1号物件位置図

縮尺 1/20000

浜松市天竜区春野町 初沢国有林

第1号 491は 林小班 面積 7.80ha

緯度：北緯 35° 3' 33" 経度：東経 137° 56' 26"

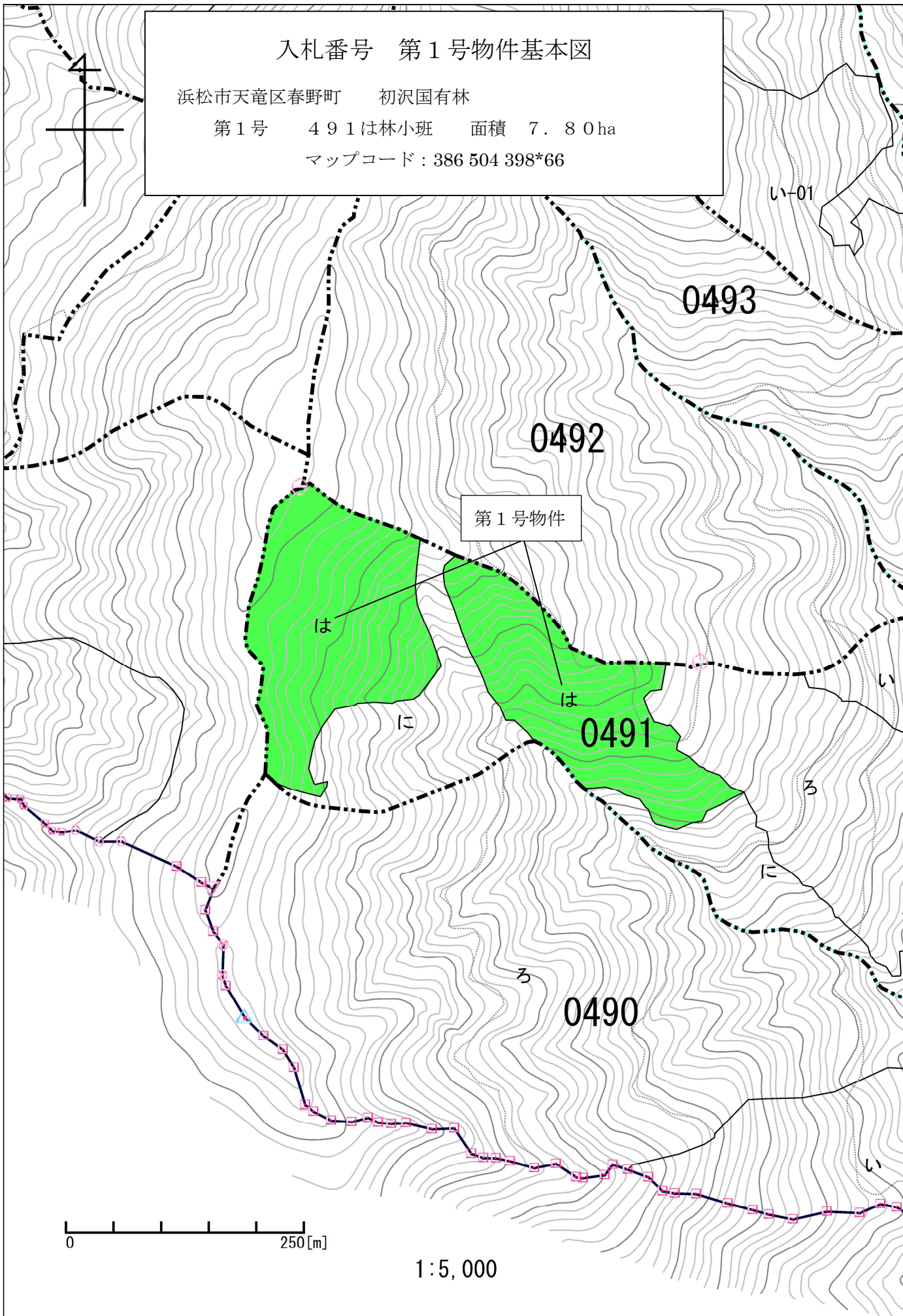


入札番号 第1号物件基本図

浜松市天竜区春野町 初沢国有林

第1号 491は林小班 面積 7.80ha

マップコード：386 504 398*66





入札第 1 号

所在地 静岡県浜松市天竜区春野町
初沢国有林491は林小班

(分収育林)

主間伐別 皆伐 林齢 60年生

販売物件明細書

搬出期間 36ヶ月 面積 7.80ha

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	用材	12	17	17	1.70			
		14	18	32	4.80			
		16	19	105	21.00			
		18	20	221	57.46			
		20	20	453	144.96			
		22	21	741	288.99			
		24	21	899	413.54			
		26	22	993	556.08			
		28	22	985	640.25			
		30	23	896	689.92			
		32	23	776	667.36			
		34	23	512	491.52			
		36	24	412	461.44			
		38	24	303	375.72			
		40	24	183	247.05			
		42	24	146	213.16			
		44	24	79	123.24			
		46	25	52	91.00			
		48	25	30	56.10			
		50	25	19	38.00			
52	25	11	23.43					
		54	21~28	4	8.74			
		56	25	1	2.39			
		58	21~24	2	4.52			
		62	26	1	2.94			
		66	28	1	3.52			
	用材計			7,874	5,628.83			
	パルプ計	8~42	6~24	54	16.51			
スギ計				7,928	5,645.34			
ヒノキ	用材	12	7	1	0.04			
		16	14	10	1.50			
		18	15	26	5.20			
		20	16	74	19.24			
		22	17	115	37.95			
		24	18	120	48.00			
		26	18	114	52.44			
		28	19	112	62.72			
		30	20	74	49.58			
		32	20	52	39.00			
		34	21	17	14.96			
		36	21	19	18.43			
		38	21	9	9.54			
		40	22	15	18.30			
		42	22	6	7.98			
		44	19	1	1.21			
	用材計			765	386.09			
	パルプ計	10	7	1	0.03			
ヒノキ計				766	386.12			
アカマツ計	パルプ計	34~68	17~18	3	4.73			
モミ計	パルプ計	16~28	7~17	3	0.77			
他L計	パルプ計	20~48	10~16	30	9.54			
合計				8,730	6,046.50			

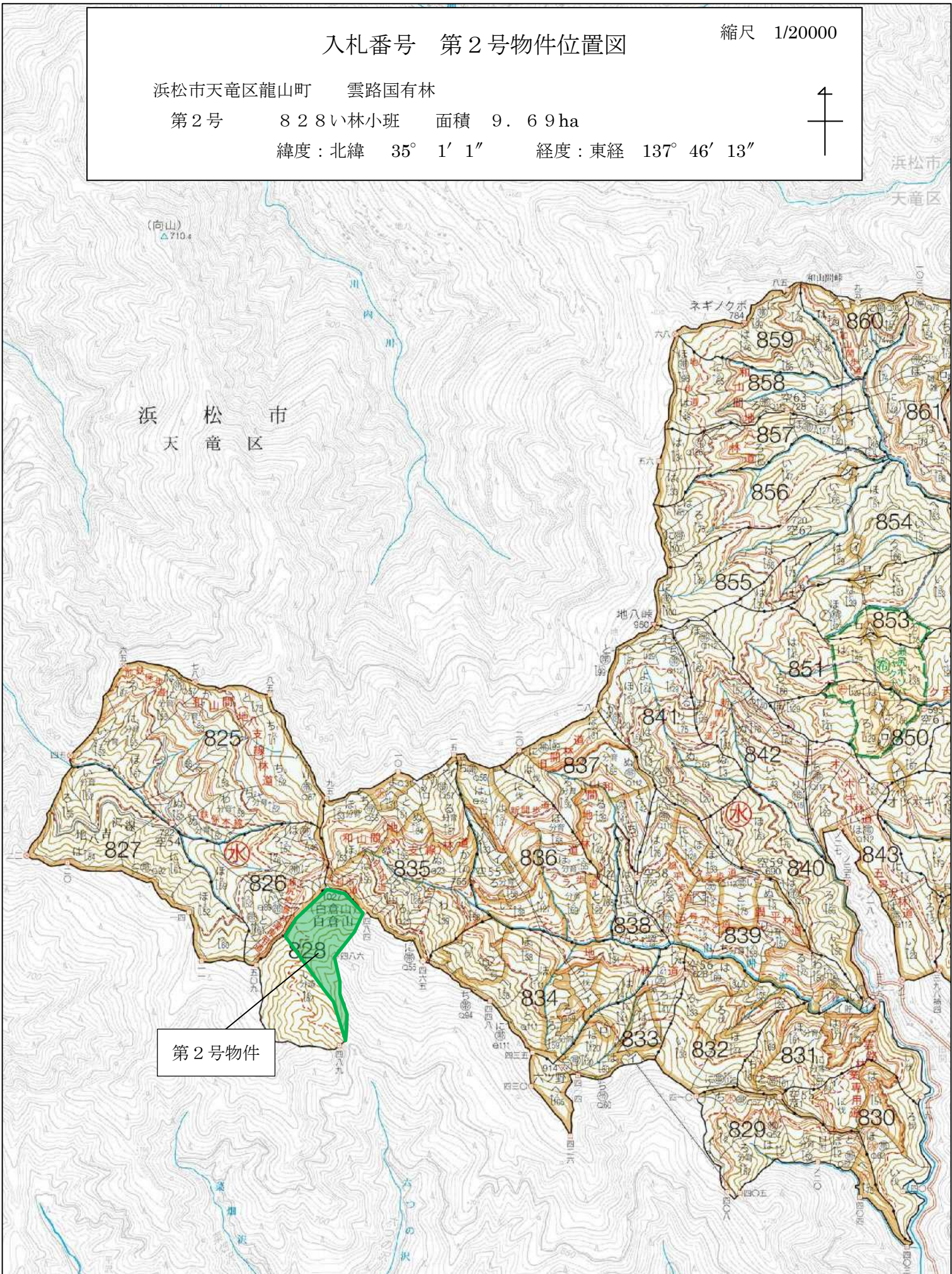
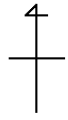
入札番号 第2号物件位置図

縮尺 1/20000

浜松市天竜区龍山町 雲路国有林

第2号 828い林小班 面積 9.69ha

緯度：北緯 35° 1' 1" 経度：東経 137° 46' 13"



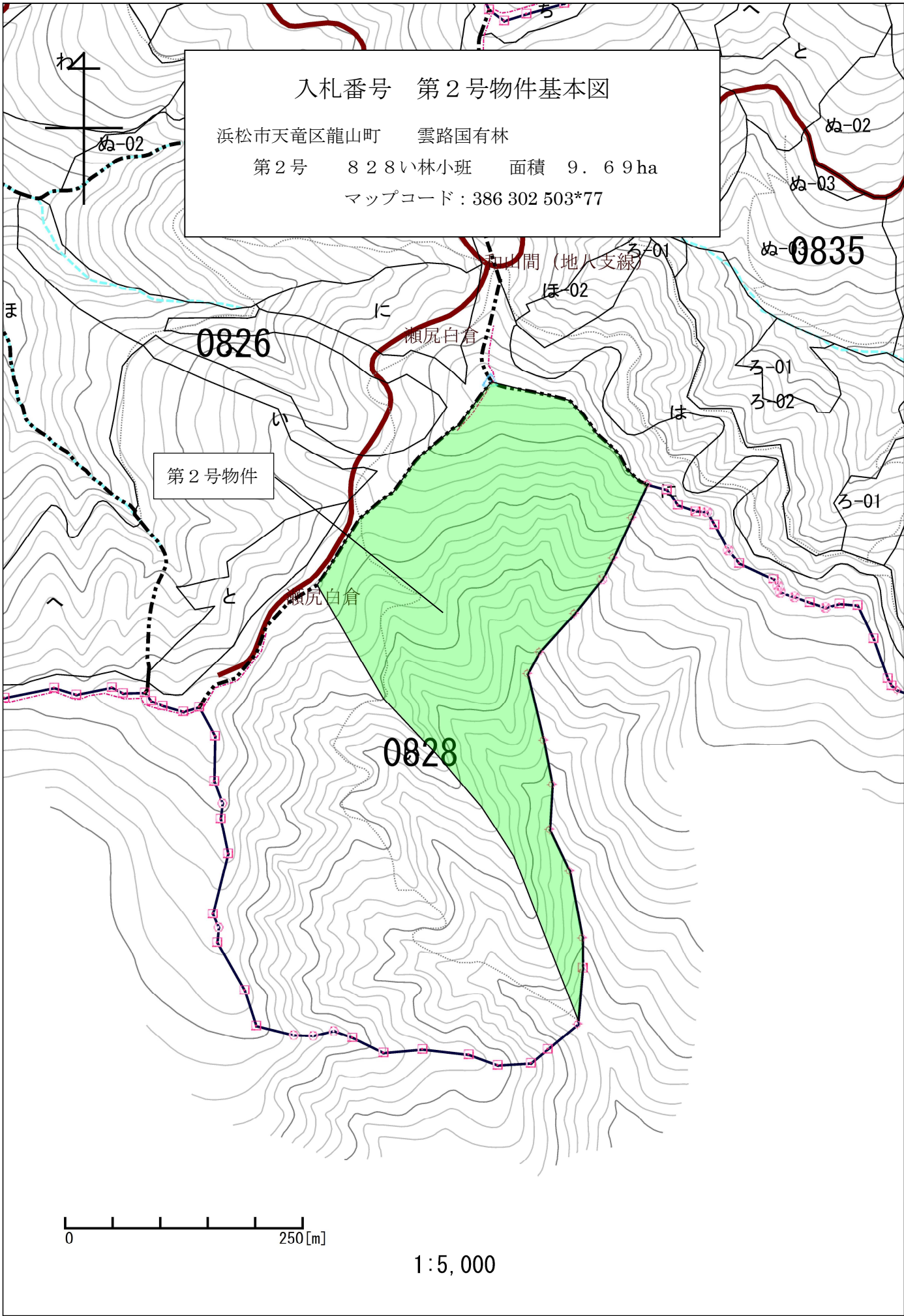
浜松市
天竜区

浜松市
天竜区

(向山)
△710.4

第2号物件

入札番号 第2号物件基本図
浜松市天竜区龍山町 雲路国有林
第2号 828い林小班 面積 9.69ha
マップコード：386 302 503*77





入札第 2 号

所在地

静岡県浜松市天竜区龍山町
雲路国有林828い林小班(伐区1)

(分収造林)

主間伐別

皆伐

林齢

57年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

9.69ha

樹種	用バ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	用材	14	12	11	1.10			
		16	13	45	6.30			
		18	14	118	21.24			
		20	15	266	63.84			
		22	16	453	135.90			
		24	17	621	229.77			
		26	18	688	316.48			
		28	19	650	364.00			
		30	19	631	397.53			
		32	20	450	342.00			
		34	21	276	245.64			
		36	21	216	213.84			
		38	22	116	132.24			
		40	22	72	89.28			
		42	23	35	49.00			
		44	23	19	28.50			
		46	23	17	27.20			
				48	24	6	10.74	
		50	24	7	13.37			
		52	24~26	2	4.26			
		56	28	1	2.71			
		64	27	1	3.22			
	用材計			4,701	2,698.16			
	パルプ計	12~38	10~22	23	7.96			
スギ計				4,724	2,706.12			
ヒノキ	用材	14	12	38	3.80			
		16	12	168	20.16			
		18	13	473	80.41			
		20	13	852	170.40			
		22	14	1,161	301.86			
		24	14	1,117	335.10			
		26	15	887	328.19			
		28	15	631	265.02			
		30	15	296	142.08			
		32	15	181	95.93			
		34	16	69	44.16			
		36	16	38	26.60			
		38	16	12	9.24			
		40	16	5	4.20			
		42	16~21	2	2.18			
		44	15	1	0.92			
	用材計			5,931	1,830.25			
	パルプ計	10~32	5~15	48	9.31			
ヒノキ計				5,979	1,839.56			
合計				10,703	4,545.68			

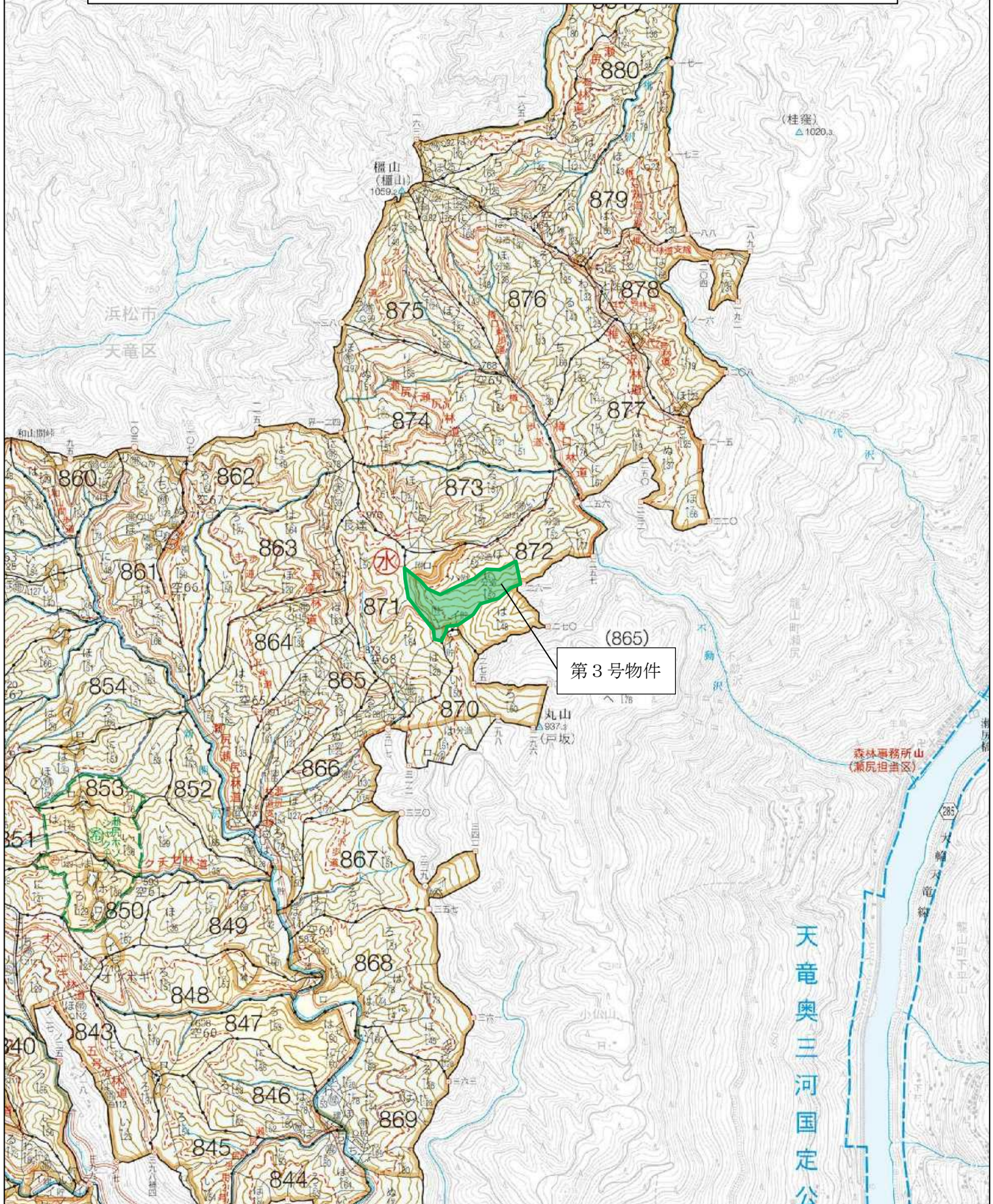
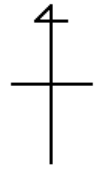
入札番号 第3号物件位置図

縮尺 1/20000

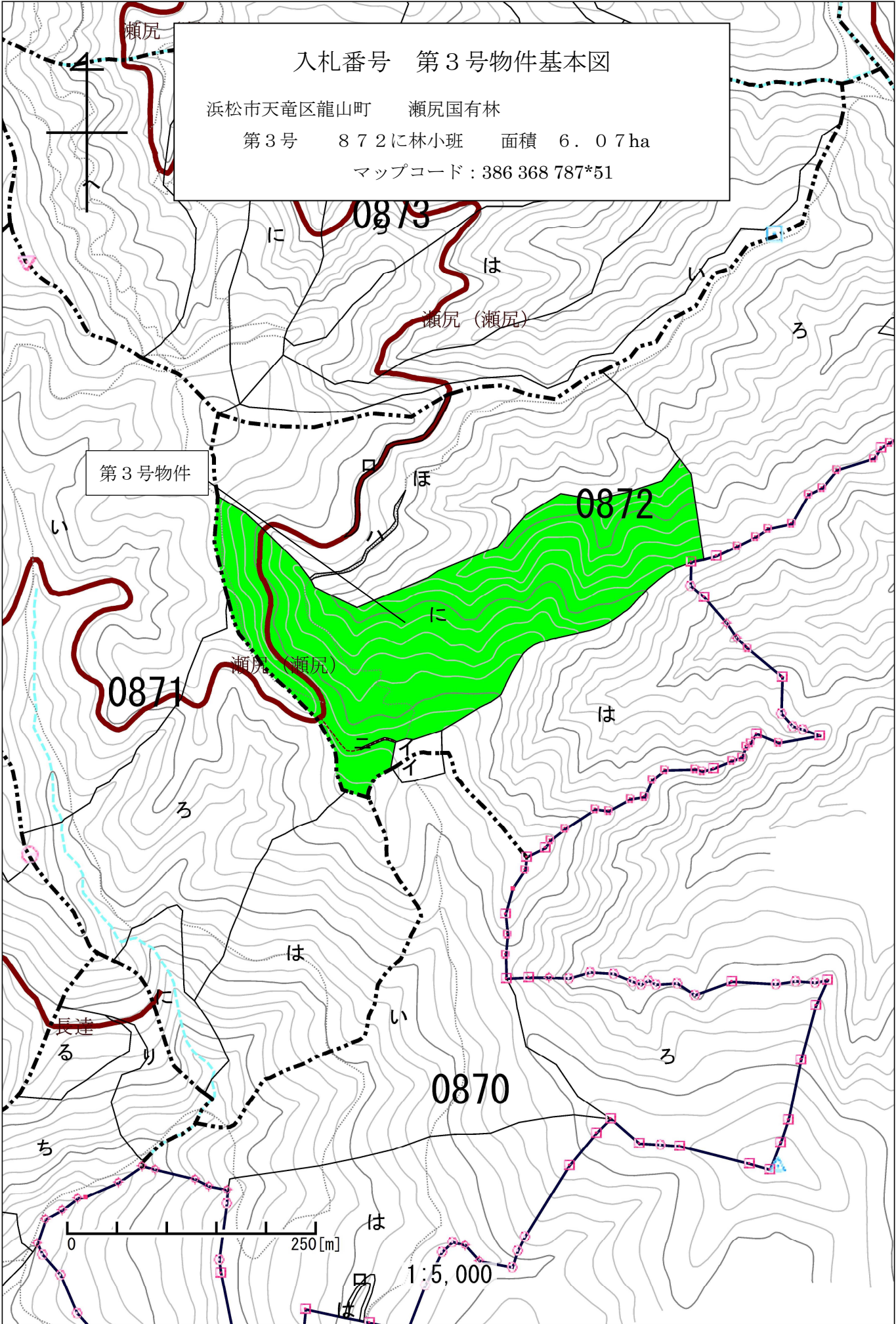
浜松市天竜区龍山町 瀬尻国有林

第3号 872に林小班 面積 6.07ha

緯度：北緯 35° 1' 45" 経度：東経 137° 48' 55"



入札番号 第3号物件基本図
浜松市天竜区龍山町 瀬尻国有林
第3号 872に林小班 面積 6.07ha
マップコード：386 368 787*51





入札第 3 号

所在地 静岡県浜松市天竜区龍山町
瀬尻国有林872に林小班

(分収造林)
販売物件明細書

主間伐別 皆伐 林齢 57年生
搬出期間 36ヶ月 面積 6.07ha

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	用材	12	13	4	0.32			
		14	15	23	2.76			
		16	16	68	11.56			
		18	17	184	40.48			
		20	18	347	97.16			
		22	19	467	168.12			
		24	20	580	255.20			
		26	20	528	269.28			
		28	21	444	275.28			
		30	21	371	259.70			
		32	22	239	195.98			
		34	22	157	146.01			
		36	23	105	113.40			
		38	23	82	97.58			
		40	23	44	57.20			
		42	24	17	24.82			
		44	24	19	29.64			
		46	24	15	25.05			
		48	25	10	18.70			
		50	25	8	16.00			
52	19~26	4	8.19					
54	26	1	2.36					
56	20~22	2	3.97					
58	26	1	2.64					
62	32	1	3.68					
	用材計			3,721	2,125.08			
	パルプ計	8~28	5~21	12	2.64			
スギ計				3,733	2,127.72			
ヒノキ	用材	12	11	40	2.80			
		14	12	125	12.50			
		16	13	262	34.06			
		18	14	436	78.48			
		20	15	566	135.84			
		22	15	578	161.84			
		24	16	470	164.50			
		26	17	352	151.36			
		28	17	199	97.51			
		30	17	111	61.05			
		32	18	71	46.86			
		34	18	41	29.93			
		36	19	27	23.22			
		38	19	11	10.34			
		40	19	5	5.15			
		42	18~21	3	3.50			
		46	12~20	3	3.22			
48	16	1	1.15					
	用材計			3,301	1,023.31			
	パルプ計	8~28	8~17	33	2.26			
ヒノキ計				3,334	1,025.57			
合計				7,067	3,153.29			

現 地 案 内

1 現地案内実施一覧表

入札番号	国有林	案内林小班	日時	集合場所	案内者(お問い合わせ先)
1	初沢	491は	2月14日 (火) 10時00分	京丸森林事務所 住所：浜松市天竜区春野町気田380-2 マップコード：386 289 815*87	京丸森林事務所 首席森林官 小出 電話：053-989-0047
2	雲路	828い	2月15日 (水) 10時00分	瀬尻詰所 住所：浜松市天竜区龍山町瀬尻432 マップコード：386 305 268*63	瀬尻森林事務所 主事 上木屋 電話：053-968-0014
3	瀬尻	872に			

2 その他

- ①現地案内は雨天でも実施いたします。(ただし大雨洪水等の警報が発表されている場合は中止とします。不明な点は、案内者へ問い合わせてください。)
- ②集合時間の厳守をお願いします。

現地案内集合場所位置図（2月14日）

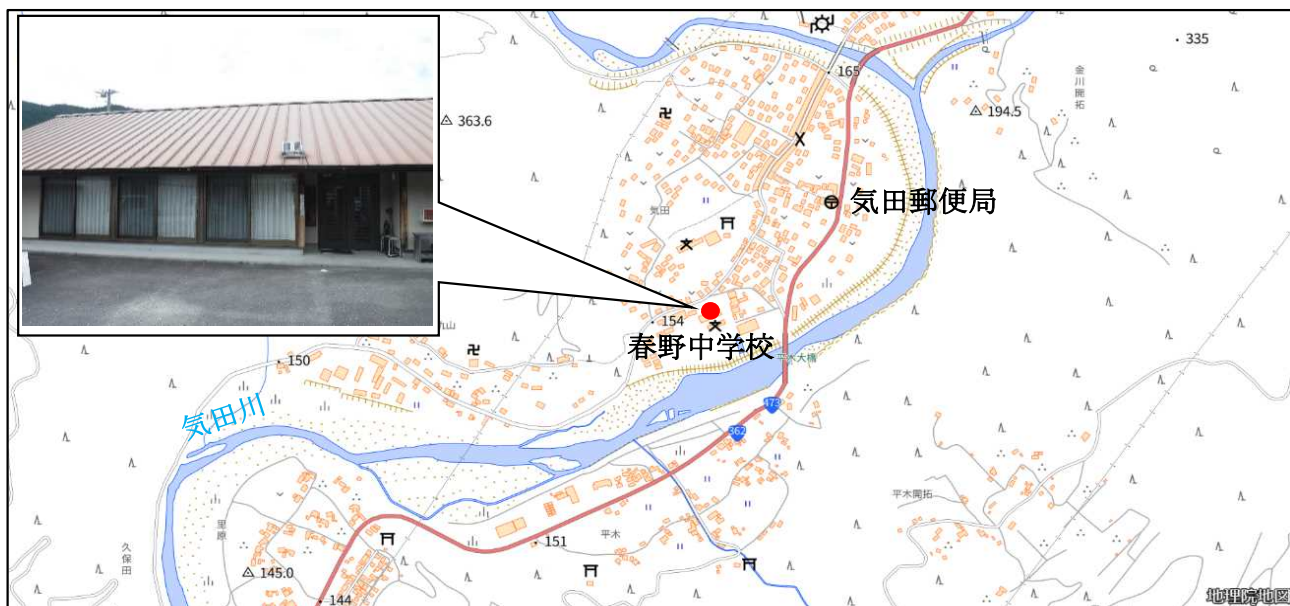
【入札番号1号】
京丸森林事務所

住所：浜松市天竜区春野町気田380-2
連絡先：京丸森林事務所
電話：053-989-0047
マップコード：386 289 815*87

広域図



拡大図



〔出典：国土地理院発行標準地図〕

現地案内集合場所位置図（2月15日）

【入札番号2、3号】

瀬尻詰所

住所：浜松市天竜区龍山町瀬尻432

連絡先：瀬尻森林事務所

電話：053-968-0014

マップコード：386 305 268*63

広域図



拡大図



〔出典：国土地理院発行標準地図〕

公 売 公 告

令和5年1月31日
分任契約担当官
天竜森林管理署長 松尾清史

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

- 1 入札及び開札の日時
令和5年3月3日（金）
入札開始10時30分
締切 10時35分 締切後即時開札
- 2 入札及び開札の場所
天竜森林管理署 入札室
- 3 郵便入札
認めます。
(1) 送付場所 〒434-0012
静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1 天竜森林管理署
(2) 到着期限 3月2日（木） 17時00分必着。
上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
(3) その他留意事項
封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。
- 4 入札物件
(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。
ア 売払番号
イ 物件所在地
ウ 伐採種（皆伐・主伐）
エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分
オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別添「特約事項」「分収育林についてのご注意」「分収造林についてのご注意」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和5年3月10日(金)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところに

より認めます。(年利0.59%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

(1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を天竜森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を天竜森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書(案)

ア 販売物件明細書:天竜森林管理署又は天竜森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書(案):天竜森林管理署で閲覧して下さい。

天竜森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tenryu/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式(別紙1:委任状、別紙2:入札書)

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、天竜森林管理署業務グループ(経営担当)へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

- ・ 現地案内について
現地案内実施一覧表参照
- ・ その他
天竜森林管理署業務グループ（経営担当）
電話番号 050-3160-5670

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

別添

特 約 事 項

(伐採・搬出、森林作業道等作設)

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。

- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」(別紙4)を作業に着手する14日前までに当該事業地を管轄する森林官等(以下「森林官」という。)を経由の上、天竜森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面(保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど)を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」(別紙5)の内容を確認の上、添付すること。
 - (3) 買受人は(1)で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、天竜森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - (4) 買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、天竜森林管理署長の承認された後に着手すること。

- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - (1) 路網
 - ア 配置
路網は、フォワーダ等車輛系林業機械(以下「林業機械等」という。)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。
 - イ 幅員
幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ① カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ② 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅

とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下「人家等」という。）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケツ等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

4 天竜森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は天竜森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

5 調査木については、原則全て伐倒・搬出すること。

6 立木の伐採、木材の搬出等に当たっては、末木枝条、残材、根株等を沢・湖沼・土場周辺・治山ダム等へ集積しないこと。また、植栽に支障のないよう集積箇所を分散させること。

7 やむを得ず搬出支障木（販売物件材積の5%以内）が発生する場合は、事前に森林官へ連絡し必要な手続きを行ってください。また、法令等で規制されている森林については（保安林、自然公園、史跡名勝等）、別途「伐採許可申請」等が必要です。手続きには1～2ヶ月程度要することがあります。

- 8 伐採区域を十分に確認のうえ、伐採を実施してください。また、伐採区域について不明な箇所がある場合は必ず森林官へ確認をしてください。
- 9 各作業の実行に当たっては、安全作業を心掛けてください。林道・歩道・事業地の入口等には、歩行者や通行車両に注意喚起を促す看板を掲示してください。また、公道を利用する場合は、利用に必要な手続きを行い誘導員の配置等必要な措置を講じてください。

看板作成例

立木伐採搬出作業中	
購入者	: ○○林業
作業箇所	: ○○国有林○○林小班
作業期間	: (自) 令和○○年○○月○○日 (至) 令和○○年○○月○○日

- 10 歩道及び伐採区域界沿いは、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処理してください。
また、伐採種が皆伐の箇所は、伐採跡地に獣害防護柵を設置し植栽しますので、伐採区域の外周から内側方向へ約2mの間には、枝条等を積み上げないでください。
- 11 公売物件内及び外縁・周辺には、国有林の土地境界標や基準点が設置されている場合があるので、これらの標識の有無を現地確認や打ち合わせの際などに森林官へ確認し、これらの標識が設置されている場合には、森林官の指示に従い必ず保全措置を取ってください。
なお、誤ってこれらの標識を毀損等してしまった場合は、買受人の経費負担により測量等のうえ復元していただく事となりますので、充分ご注意願います。
- 12 山火事防止のため、林内における火の使用は原則禁止とします。
- 13 狩猟期間及び有害鳥獣駆除実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板を事業地等の分かりやすい箇所に掲示してください。
- 14 立木の伐採・加工・搬出等に必要国有林野の土地及び施設等について、国有林野の管理経営上支障のない限度において、無料で利用することができます。
利用する場合は、事前に担当森林官にご相談ください。
- 15 初沢、雲路、瀬尻国有林の物件は、認証林であることから天竜林材業振興協議会森林認証部会の「森林作業共通仕様書」に準じて作業を実施してください。
森林作業共通仕様書につきましては、以下のホームページアドレスで閲覧してくだ

さい。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ringyou/portal/ringyou/fsc/hamamatsufsc.html>

以上の事項について、承諾のうえ入札にご参加ください。

分収育林についてのご注意

第1号物件は、分収育林として募集した林分です。国と契約者である緑のオーナーがそれぞれの持分に応じた権利を有していますので、以下の内容を承諾の上入札して下さい。

- 1 代金の延納 各オーナーに対する支払い（振込）の延納は出来ません。
- 2 納入方法 契約後、売買代金の総額を分割します。国分は納入告知書、各オーナー分は口座振込によりお支払い頂きます。
 なお、オーナーの口座に売買代金が振込めない場合は現金書留により郵送し、更に受取りがなければオーナーの住所地を管轄とする法務局あて供託金として電子（ゆうちょ銀行）及び現金により納付することとなります。
- 3 振込方法 オーナーへの振込額・振込先については、契約後にお渡しする『分収金振込先一覧表』をご参照下さい。振込後は、金融機関の発行する振込証書等、振込みを証明できる書面を提出して下さい。
- 4 振込手数料 振込手数料は、買受人の負担となります。
 なお、振込手数料は予定価格から控除してあります。
- 5 その他 1～4以外の条件については、入札案内、入札注意書、特約事項と同様とします。

分収造林についてのご注意

第2、3号物件は、分収造林として契約している林分です。国と契約者である造林者がそれぞれの分収割合に応じた権利を有しておりますので、以下の内容を承諾のうえ入札してください。

- 1 代金の返納 造林者に対する支払い（振込）の延納は出来ません。
- 2 納入方法 契約後、売買代金の総額を分割します。国分は納入告知書、造林者分は口座振込によりお支払いいただきます。
- 3 振込方法 造林者への振込額・振込先については、契約後にお渡しする『分収金振込先確認書』をご参照ください。振込後は、金融機関の発行する振込証書等、振込を証明できる書面を提出してください。
- 4 振込手数料 振込手数料は、買受人の負担となります。
なお、振込手数料は予定価格から控除してあります。
- 5 その他 1～4以外の条件については、入札案内、入札注意書、特約事項等と同様とします。

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

天竜森林管理署長 松尾 清史 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 〇〇〇に関すること (※必要に応じ、その他事項を記載)
- 3 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
天竜森林管理署長 松尾 清史 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

天竜森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」の記名を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1）暴力的な要求行為を行う者

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

立木販売箇所の事業計画書

令和 年 月 日

森林事務所 森林官 殿

買受者の所在地:

名 称:

代 表 者 名:

電 話:

区 分		内 容				
場所及び数量等	契 約 方 法 等	・公売 ・随契	契 約 年 月 日	令 和 年 月 日		
	契 約 場 所	国 有 林 林 班 小 班 (全・内)				
	契 約 数 量	・面積 ha	・樹種	外・材積	m3	
	伐 採 方 法	・ 皆伐 ・ 間伐 ・ その他()				
伐採搬出計画	作 業 の 形 態	・ 自社 ・ 下請 ・ その他()				
	作 業 期 間	(自)令和 年 月 日～(至)令和 年 月 日				
	搬 出 方 法	・ 架線集材 ・ フォワード集材 ・ その他()				
	従 事 作 業 員 の 内 訳	・ 作業員数 名(常雇 名 臨時 名)				
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・住 所				
		・氏 名				
・代 表 者						
・電 話						
現場責任者等の氏名	現 場 責 任 者 の 氏 名 等	・氏 名	tel:			
	林 業 架 線 作 業 主 任 者	・氏 名	tel:			
	地 山 掘 削 作 業 主 任 者	・氏 名	tel:			
	車 両 系 建 設 機 械 運 転	・氏 名	tel:			
	か かり 木 の 処 理 業 務	・氏 名	tel:			

伐採及び搬出に係るチェックリスト

____年 ____月 ____日

立木販売買受者：_____

売買物件の所在地：_____

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採区域の確認</p> <p>① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	
<p>(2) 林地保全に配慮した集材施設的设计</p> <p>① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を經由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。</p>	
<p>(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工</p> <p>① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。</p>	
<p>(4) 作業実行上の配慮</p> <p>① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。</p>	
<p>(5) 事業中・実施後の整理</p> <p>① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。</p>	
<p>(6) 生物多様性への配慮</p> <p>① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。</p>	